	件		名	愛媛県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例
	主	管	課	消防防災安全課危機管理室
	根拠法令等		多等	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(平成16年 6 月 2 日公布)

【改正の概要】

石油コンビナート等災害防止法の一部改正に伴う規定整備

第1条の改正(趣旨)

この条例は、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下「法」という。)第28条第8項の規定に基づき、愛媛県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 28 条第 9 項

施 行 日 法施行日

【その他参考事項】

石油コンビナート等防災本部の概要

- (1) 設置 昭和51年7月16日
- (2) 根 拠 石油コンビナート等災害防止法第27条 (特別防災区域が所在する都道府県に置く。)
- (3) 構成員 本部員45人以内、幹事45人以内
- (4) 本部長 知事
- (5) 事 務

石油コンビナート等防災計画の作成・実施推進

防災に関する調査研究の推進

防災に関する情報収集・伝達

災害発生時における連絡調整

石油コンビナート等現地防災本部に対する災害応急対策の実施に関し必要な 指示 など

本県における石油コンビナート等特別防災区域

新居浜地区、波方地区、菊間地区、松山地区

石油コンビナート等災害防止法の一部改正の概要

防災資機材等の機能強化に伴う防災体制の整備

市町村長等による特定事業者に対する措置命令等の導入

防災規程の実効性の確保とそれに伴う行政の関与

市町村長による災害現場における情報提供要求

石油コンビナート等防災本部長の機能強化

石油コンビナート等防災本部の本部長は、災害応急対策の実施について必要があると認めるときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有する職員の派遣を要請することができるものとしたこと。(第28条第8項関係)